

発達障害等のある都立高校生に対する就労支援モデル
事業に係る連携事業者選定のための審査基準

< 目次 >

1 本審査基準の位置付け	p. 2
2 審査方法	p. 2
3 審査の進め方	p. 2
4 連携事業者の要件審査	p. 2
5 提案書等に係る審査	p. 3
6 評価方法等	p. 4

1 本審査基準の位置付け

本審査基準は、発達障害等のある都立高校生に対する就労支援モデル事業(以下「本事業」といいます。)に係る連携事業者を選定するための審査に必要な事項について定めるものです。

2 審査方法

応募事業者が4に定める連携事業者の要件を満たしているかどうかについて審査します。加えて、東京都教育庁の職員により構成される審査委員会が、5に定める提案書等に係る審査を行い、連携事業者を選定します。

3 審査の進め方

内容	日程
募集要項等の公表	令和5年7月13日(木)
応募希望表明書の受付	令和5年7月18日(火)から 令和5年7月20日(木)まで
募集要項等に関する質問の受付	令和5年7月21日(金)
募集要項等に関する質問への回答	令和5年7月25日(火)
提案書等の受付	令和5年8月17日(木)から 令和5年8月21日(月)まで
審査会の開催	令和5年8月25日(金) ※午後実施予定
実施協定書の締結	令和5年8月下旬～9月上旬

4 連携事業者の要件審査

(1) 審査内容

【様式 A】並びに【様式 C】及び添付書類

(2) 審査項目及び審査基準

ア 応募事業者の運営力及び経営能力等

- (ア) 日本国内に常設の拠点を置く法人で、本事業の安定した運営が可能な企画力、運営力及び経営能力等を有していること。
- (イ) 発達障害等を有する者に対する就労支援について5年以上の実績を有していること。
- (ウ) 本事業を安定的・継続的に履行する上で必要な資力、信用力を有していること。

イ 欠格事項

募集要項第2 1(4)に定める欠格事項に該当していないこと。

5 提案書等に係る審査

(1) 審査内容

【様式 D】並びに審査会におけるプレゼンテーション及びヒアリング

(2) 審査項目及び審査基準

ア 発達障害等を有する者に対する就労支援に関する実績

発達障害等を有する者に対する就労支援に関する十分な実績を有していること。

イ 取組方針等

- (ア) 東京都教育委員会との連携に向けた考え方等が、本事業の目的・趣旨や募集の趣旨等を踏まえたものとなっていること。
- (イ) 対象となる都立高校生に対して有用な就労支援プログラムの企画が可能であること。

ウ 運営・連携体制

- (ア) 確実かつ安定的に実施するための体制がとられていること。
- (イ) 東京都教育委員会や学校からの問合せや各種調整に随時対応でき、円滑な連携が図られる体制が整っていること。(予定含む。)
- (ウ) 本事業に関わる者の守秘義務順守の徹底について、対策が講じられていること。
- (エ) 事故等の発生時に確実かつ迅速に東京都教育委員会に報告し、対応を行うための体制を整えていること。

エ 事業者として有するノウハウ・ネットワーク

- (ア) 自閉症、情緒障害、学習障害及び注意欠陥多動性障害のうち、全て又はより多くの障害種に対して支援する専門性を有していること。
- (イ) 生徒の特性に応じたインターンシップ先を確保できる幅広いネットワークを有していること。

オ その他

上記アからエまでの審査項目のほか、積極性、特に優れた対応力等を有していること。

6 評価方法等

上記5のアからオまでの審査項目について、審査委員がそれぞれ「5」「4」「3」「2」「1」の評価点をつけ、4に定める連携事業者の要件を満たし、かつ評価点の合計が高い順に最大2社を連携事業者として決定する。

なお、審査委員の評価点の平均が「2」以下の場合には、連携事業者の対象としない。